

各務原市生涯学習推進本部設置要綱

(平成2年8月22日決裁)

(設置)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、各務原市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(処理事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 生涯学習に関する諸施策及び諸事業の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係行政機関の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の奨励及び普及に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、教育長をもって充て、本部長の職務を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 本部員は、各部等の長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 会議の議長は、副本部長をもって充てる。
- 3 議長は、必要があると認めるときには、構成員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部長の命を受けて本部の職務を補助する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 前各項に定めるもののほか、幹事会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、産業活力部いきいき楽習課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成2年8月22日から施行する。

附 則（平成7年4月1日決裁）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日決裁）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日決裁）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日決裁）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。